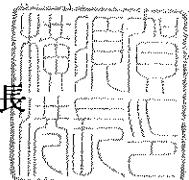


三須交第118号

令和2年7月31日

関係各位

横須賀港長



引火性危険物積載船舶への接近・接舷の制限について

標記について、別添のとおり公示したので、貴所属船艇等に対し周知願います。

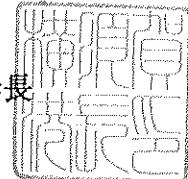
なお、港長公示第59-2号（昭和59年3月6日）は、解除します。

## 港長公示第2-5号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年7月31日

横須賀港長



### 引火性危険物積載船舶への接近・接舷の制限について

引火等の事故による船舶の災害を防止するため、下記のとおり船舶の航行及び停泊を制限する。

なお、港長公示第59-2号（昭和59年3月6日）は、令和2年7月31日をもって解除する。

#### 記

##### 1 期間

令和2年8月1日から当分の間

##### 2 区域及び制限事項

以下に掲げる船舶は港内に停泊している引火性危険物積載船舶の周辺30メートル以内の水域を航行、又は停泊、及び作業してはならない。

イ 甲板上又は船内の開放された場所において、喫煙、暖房、調理その他の火気を使用し、あるいは火花を発するおそれのある修理又は作業を行っている船舶

ロ 煙突に火粉止め装置のない船舶

ハ その他火気管理が不十分な船舶